

保育所入所選考基準

項目	詳細		基準点		
			一般	ひとり親世帯等	
家庭外労働	正職員又は本採用	1か月に20日以上勤務	1日8時間以上勤務	70	80
			1日7時間以上勤務	65	75
			1日6時間以上勤務	60	70
		1か月に16日以上勤務	1日8時間以上勤務	65	75
			1日7時間以上勤務	60	70
			1日6時間以上勤務	55	65
	臨時・パート アルバイト等	1か月に20日以上勤務	1日8時間以上勤務	65	75
			1日7時間以上勤務	60	70
			1日6時間以上勤務	55	65
		1か月に16日以上勤務	1日8時間以上勤務	60	70
			1日7時間以上勤務	55	65
			1日6時間以上勤務	50	60
家庭内労働	自営業	主催者	1か月に20日以上勤務	70	80
			1日7時間以上勤務	65	75
			1日6時間以上勤務	60	70
		1か月に16日以上勤務	1日8時間以上勤務	65	75
			1日7時間以上勤務	60	70
			1日6時間以上勤務	55	65
	協力者	1か月に20日以上勤務	1日8時間以上勤務	55	65
			1日7時間以上勤務	50	60
			1日6時間以上勤務	45	55
		1か月に16日以上勤務	1日8時間以上勤務	50	60
			1日7時間以上勤務	45	55
			1日6時間以上勤務	40	50
内職	1か月に16日以上勤務	1日8時間以上勤務	45	55	
		1日7時間以上勤務	40	50	
		1日6時間以上勤務	35	45	
調整点数	<ul style="list-style-type: none"> ●産前・産後休暇、育児休業及び介護休暇の満了に伴い同一職場へ復職する場合は10点を加算 ●上記休暇等の取得に伴い保育所を退所し、同一の保育所へ入所を希望する場合は、10点を加算 ●すでに兄弟が保育所内に入所している場合は15点を加算 ●送迎などの援助を受けることができる祖父母等がだれもいない場合は5点を加算。 ●家庭外、家庭内労働の内定の場合は各基準点から10点を減点。 ●勤務日数、時間が基準に満たない場合は10点を減点 				
妊娠及び出産	出産予定日から起算して42日前(多胎児の場合は98日前)の属する月の翌月1日から出産した日の翌日から起算して56日後の属する月の末日までの期間		55	65	
傷病障害	傷病	入院又は安静を要する期間が1か月以上必要	70	80	
		常時臨床の状態にある	70	80	
		通院が1か月以上必要	55	65	
	障害	最重度の障害(重度障害が2つ以上、要介護5)	70	80	
		重度の障害(身障手帳1.2級、療育手帳A1.A2、精神障害手帳1.2級、要介護4)	65	75	
		その他	60	70	
中度の障害(身障手帳3.4級、療育手帳B1.B2、精神障害手帳3級、要介護3)	55	65			
調整点数	●当該児童を保育していた者が急病等のため入院した場合は10点を加算				

項目	詳細		基準点	
			一般	ひとり親世帯等
親族の介護	同居の親族	医療機関に入院した者の付き添い看護等をする	65	75
		常時臨床の者の介護をする	65	75
		通院が1か月以上の者の付き添いをする	50	60
		最重度の障害(重度障害が2つ以上、要介護5)	65	75
		重度の障害(身障手帳1.2級、療育手帳A1.A2、精神障害手帳1.2級、要介護4)	60	70
		その他	55	65
		中度の障害(身障手帳3.4級、療育手帳B1.B2、精神障害手帳3級、要介護3)	50	60
	別居の親族	障害児(者)の通学に常時付き添いをする	50	60
		医療機関に入院した者の付き添い看護等をする	60	70
		常時臨床の者の介護をする	55	65
		通院が1か月以上の者の付き添いをする	45	55
		最重度の障害(重度障害が2つ以上、要介護5)	65	70
		重度の障害(身障手帳1.2級、療育手帳A1.A2、精神障害手帳1.2級、要介護4)	55	65
		その他	50	60
中度の障害(身障手帳3.4級、療育手帳B1.B2、精神障害手帳3級、要介護3)	45	55		
障害児(者)の通学に常時付き添いをする	45	55		
災害	災害の復旧に当たっている		100	100
その他	就学	学校教育法第1条の学校、同法第82条の専修学校、同法第83条の各種学校及び職業能力開発促進法第15条の6の職業能力開発校に日中通学	50	60
		上記の学校等への通学が内定	40	50
	求職活動のため保育できない場合	10	75	
調整点数	●他市町村からの入所委託は10点を減点する。			

※基準点数は主たる保育者の状況を基に計算する。

※ひとり親世帯等とは、母子、父子世帯、両親がいない世帯及び生活保護世帯をいう。